

日本家族計画協会母子保健指導部 <規則>

第 1 章 総 則

第 1 条 名 称

この会は 日本家族計画協会母子保健指導部 と称する。

設立 昭和 48 年 7 月 12 日

第 2 条 所 在 地

この部の所在地は副会長宅に置くこととする。

第 3 条 目 的

この会は母子保健の向上をはかるため、現代的感覚と高度な技術を身に付けた優秀な母子保健指導員を育成強化することを目的とする。

第 4 条 事 業

この会は前条の目的を達するため次の事業を行う。

- (1) 研修会の開催
- (2) 指導に必要な教材の開発および情報提供
- (3) そのほか、この会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

第 5 条 資 格

会員は母子保健に携わる有資格者（保健師・助産師・看護師・栄養士・保育士等）とする。

第 6 条 義 務

会員は会費を納入しなければならない。

第 7 条 入 退 会

入会 本人の届出をもって入会とする。

退会 次のいずれか一つに該当する場合は退会したものとみなす。

- (1) 本人よりの申し出（退会届を提出する）
- (2) 死亡
- (3) 会費納入期限（別に定める）を過ぎて未納の者

第 8 条 除 名

指導部の名誉を著しく傷つける行為をした者。

第 9 条 慶 弔

- (1) 会員及び日本家族計画協会母子保健指導部功労者が、逝去された場合。
- (2) 慶事及び不測の事態が生じた場合は、別途協議する。

第 3 章 役 員

第 10 条 本会に次の役員を置く。

会長 1 名 副会長 1 名 書記 1 名
会計 2～3 名 会計監査 1 名

2. 研修内容検討役員（令和 6 年より）

全会員の中から選出し次年度の研修の検討を役員とともに行う。

3. 役員任期は原則として 2 年（会計監査は 1 年）とするが、再任を妨げない。

4. 役員会として、必要時、業務執行をそれぞれ分担して行う個別業務分野の責任者として執行役員を置くことができる。

この場合の執行役員の任期は 1 年とし、役員会で任免・昇任を決議するものとする。以上の役員には手当を支給する。支給額は役員の裁量による。

第 4 章 総 会

第 11 条 定 足 数 総会は、委任状も含め過半数の出席をもって開催できる。

第 12 条 表 決 表決は、出席者の過半数をもって決定する。

第 5 章 会 計

第 13 条 本会の会計は、3 月に始まり翌年 2 月に終わる。

第 14 条 本会の運営は、年会費及び当日会費の収入による。

(1) 年会費 15,000 円（振込手数料別、4 月～翌年 3 月）

* 年度内随時入会を可能とする。郵便振替と家族計画協会への申し込みを持って入会とする。

口座番号：00130-6-24769 加入者名：母子保健指導部

* 振替口座の管理は副会長が行う。

(2) 当日会費

会員外の当日参加者の会費は、その都度決定するものとし当日会費収入とする。

(当日会費は原則 4,000 円、講義内容により変動する)

* 当日会費での参加は、令和 3 年 3 月 1 日より中止になっている。(必要時要検討)

2. 会員証 年会費納入者に交付。会員証は年度単位とし、年会費の領収証を兼ねる。

第 6 章 細 則

第 15 条 研修会の開催回数と方法

(1) 開催回数 年間 6 回程度とし各年役員によって協議の上決定する。

(2) 開催方法 会場開催とオンライン開催の併用とする。

* 各年、講師の業況や社会状況に応じて役員会で協議し決定するものとする。

第 16 条 寄付について

災害時や母子保健関連の寄付は総会の評決をもって行う。但し、急を要する時は、研修会の出席者の承諾を得て行う。 以上

第 7 章 附 則

この規則は、昭和 54 年 3 月 制定。日本家族計画協会 母子保健指導部

平成 9 年 3 月、平成 11 年 3 月、平成 13 年 3 月、平成 16 年 3 月、平成 17 年 3 月、平成 18 年 3 月、平成 21 年 3 月、平成 22 年 3 月、平成 25 年 3 月、平成 27 年 3 月、平成 28 年 3 月、平成 30 年 3 月、平成 31 年 3 月、令和 2 年 3 月、令和 4 年 3 月、令和 5 年 3 月 一部改訂